

給実甲第 号

平成26年 月 日

人事院事務総長

平成26年改正法附則第3条の規定に基づく号俸の調整について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第号）附則第3条の規定に基づく平成26年4月1日における号俸の調整については、下記に従って実施してください。

記

第1 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第号）をいう。
- 二 規則9-8 人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）をいう。
- 三 改正前の規則9-8 人事院規則9-8-78（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則9-8をいう。
- 四 改正後の規則9-8 人事院規則9-8-78による改正後の規則9-8をいう。

五 適用日 平成26年4月1日をいう。

第2 適用日前の異動者の号俸の調整

1 適用日前に昇格等の異動をした職員の号俸の調整

適用日前（平成18年4月1日から適用日の前日までの間に限る。以下同じ。）において昇格をした職員及び適用日前において規則9—8第28条（俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において適用日前に昇格をしたこととなるもの並びに次項に定めるこれらに準ずる職員の適用日における号俸については、改正法附則第3条（適用日前の異動者の号俸の調整）の規定に基づき、第3項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

2 改正法附則第3条の「人事院の定めるこれに準ずる職員」

改正法附則第3条の「人事院の定めるこれに準ずる職員」は、適用日前において規則9—8第17条（人事交流等により異動した場合の号俸）、第18条（特殊の官職に採用する場合等の号俸）、第19条（特定の職員についての号俸に関する規定の適用除外）又は第26条（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において適用日前に昇格をしたこととなる職員とする。

3 調整の要領

一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が適用日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の適用日における号俸とすることができる。この場合において、調整の際の規則9—8第23条（昇格の場合の号俸）の規定の適用については、その者の適用日前に行われた昇格（

複数あるときは、適用日の直近のものに限る。)がないものとした場合に、その者が適用日に受けることとなる号俸を適用日の前日に受けていたものとみなす。(別紙の例参照)

イ 適用日前において昇格をした職員 当該昇格(複数あるときは、適用日の直近のものに限る。以下同じ。)が適用日に行われたものとした場合

ロ 第1項に規定する職員(イに掲げる職員を除く。) その者の前二項に規定する規則9-8各条の規定に基づく号俸の決定が適用日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が適用日に行われたものとした場合

二 適用日前における昇格(前二項に規定する計算の過程における適用日前の昇格を含む。)が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合における前号の規定の適用については、同号中「適用日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則9-8の規定を適用した後適用日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした」とする。

三 前二号の規定に該当する職員のうち、適用日前における号俸の決定について個別に人事院又は事務総長の承認を得て決定された職員にあっては、これらの規定にかかわらず、あらかじめ事務総長の承認を得てその者の適用日における号俸を決定することができる。

第3 職員に対する通知等

1 職員に対する通知

改正法附則第3条の規定の適用を受けた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書(以下「通知書等」という。)により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等

の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

平成26年4月1日 平成26年法律第 号附則第3条の規定により
○号俸を給する

2 号俸の調整に当たっての号俸の算出の過程等の明確化

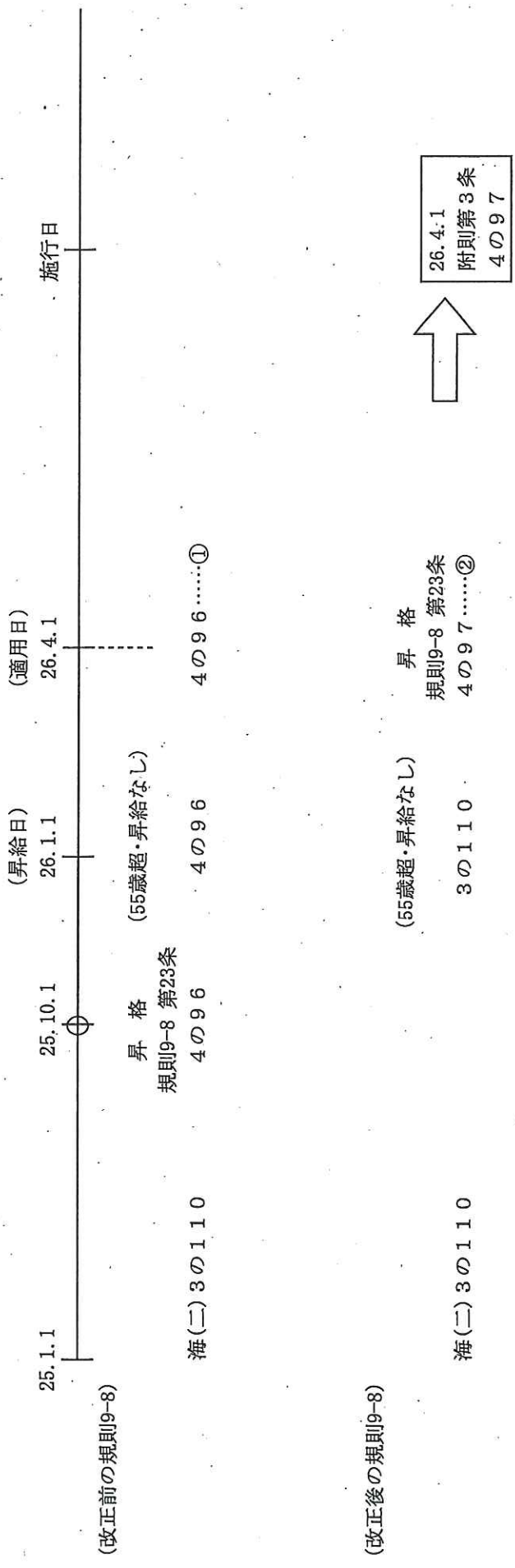
改正法附則第3条の規定に基づく号俸の調整に当たっては、調書等を作成し、その号俸の算出の過程等を明確にしておくものとする。

第4 号俸の調整に関する特例

改正法附則第3条の規定に基づく号俸の調整に関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ事務総長の承認を得て別に定めることができる。

以 上

号俸の調整の参考例



(注)①と②を比較すると②の方が有利であるため、4の97に決定することができる。